

議 第 十 二 号

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の規定により提出します。

平成二十三年九月二十一日

提 出 者

議員	田	村	稔
〃	日	下	富
〃	鈴	木	勇
〃	菊	地	昭
〃	嗟	峨	サ
〃	小	山	勇
〃	山	勇	朗

仙台市議会議長
佐藤 正昭 様

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例（昭和三十一年仙台市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項を削り、同条第四項中「第一項及び第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十五条第二項中「及び第四項」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

議員が議会の会議等に出席した際に支給される日額五千円の費用弁償を廃止するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この案を提出する理由である。